

# 木造建築物等の組立て等作業主任者技能講習 受講申込書

写真(カラー) (表面)  
3.0×2.4 cm  
※申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの。  
※修了証用の写真として使用します

太枠内、及び本人自署欄を全てご記入の上、下記必要書類の□に✓をして郵送下さい。

予約番号 (8ケタを記入)	受講年月日 (講習開始日)	令和 年 月 日～	
フリガナ	修了証に旧姓又は通称の併記をご希望される場合にお書きください。公的証明の添付が必要です。		生年月日
氏名	旧姓・通称 [ ]		昭和・平成 年 月 日( 歳)
現住所	〒 _____	本人連絡用電話番号	受講票は原則、所属事業場宛に送付します。受講者の現住所に送付希望の方のみチェック下さい。□
所属事業場 (個人で受講する場合は記入不要)	フリガナ	会 員 (いずれかに○をつけて下さい)	
	会社名	・ 防災防熊本県支部会員	
	住 所	・ 篤土工業連合会 ・ 管工事業組合	
電 話	FAX	担当者	・ 電気工業工業組合 ・ 法面保護協会
			・ 非会員 (上記以外)
当該業務の経験年数	昭・平・令 年 月 ～ 昭・平・令 年 月 ( 年 ヵ月)		
	事業主による証明	上記の業務経験に相違ないことを証明します。	
	※受講者が事業主または一人親方(個人)の場合は第三者(ご本人以外の方)の署名・捺印が必要です。	会社名	住所・電話
		代表者職・氏名	印
	受講資格に必要な学歴(3枚目を参照してください)	学校 科卒業	
	[上記の業務経験が2年以上3年未満の方のみご記入ください。]	卒業証明書又は卒業証書のコピーを添付してください。	
一部免除 (事前申請必須)	3枚目記載の【一部免除】を参照し、該当する記号を○で囲み、修了証のコピーを添付して下さい。		
	①型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習修了者 ③鉄骨の組立等作業主任者技能講習修了者		
	②足場の組立て等作業主任者技能講習修了者 ④建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者		
助成金 (3枚目参照)	・申請する ・申請しない (どちらかに○)	CPDS 受講証明 (3枚目参照)	要 ・ 不要 (どちらかに○)
			CPD(3枚目参照)

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報は、合格時の修了証に記載、将来の再交付、助成金申請書類のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

協会使用欄	
修了証番号	
修了証交付日	. .
受講日	自) . . 至) . .
講習時間	学科 時間
受講料	円
委託費	円

建設業労働災害防止協会 熊本県支部長 殿  
記載内容に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。  
令和 年 月 日  
氏名(本人自署又は記名押印)

建設業労働災害防止協会 熊本県支部  
〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-6-4  
電 話 096-371-3700 FAX 096-364-2020  
振 込 先 肥後銀行 県庁支店(普) 129604

## ※必要書類

- 本申込書(写真貼付)表面
- 本人確認書類(裏面に貼付)
- 学歴の証明が必要な場合は卒業証明書等のコピー
- 一部免除資格がある場合は証明書類のコピー(裏面に貼付)
- 受講料及びテキスト代をお振込み時の送金票のコピー

実施管理者	受付担当者

本人確認書類貼付欄(表面)	本人確認書類貼付欄(裏面)
<p><b>顔写真がある公的証明書</b>のコピー(自動車免許証等)を貼付 (マイナンバーカードの場合は表面のみ)</p>	<p>未記載の場合は必要なし</p>

特例・一部免除資格がある場合の証明書類(表面)貼付欄	特例・一部免除資格がある場合の証明書類(裏面)貼付欄
<p>枠に収まらない証明書類は、別途添付</p>	<p>未記載の場合は必要なし</p>

## 【受講資格】(次のいずれかに該当する者)

- ① 木造建築物の構造部材の組立又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者
  - ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- 注) イ「受講資格に必要な学歴」欄は、経験年数が2年以上3年未満の方のみご記入ください。  
(経験3年以上の場合は記入不要)
- ロ「受講資格に必要な学歴」は、上記で認められる学校・学科として下さい。
- ハ 証明書(卒業証書の写し又は卒業証明書)を申込用紙と同時に提出して下さい。
- ニ 事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。

## 【一部免除】(次のいずれかに該当する者)

- ① 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- ② 足場の組立等作業主任者技能講習を修了した者
- ③ 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- ④ 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者

## 【人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)】

「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」がご利用になれます。  
詳しくは、管轄の労働局職業対策課へお問い合わせください。  
申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。  
講習最終日に申請書類をお渡しいたします。

## 【CPDS・CPDについて】

CPDS(CPD)とは、建設技術者の継続学習制度のことで、講習会などで学習をした場合に、学習の記録を登録し、必要な時、学習履歴証明書を発行するシステムです。  
対象の講習を受講し、必要な手続きをした場合は、全国土木技士会連合会(土木系)および建設業振興基金(建築・設備系)に学習記録が登録されます。

《手続きについて》

○CPDS(全国土木技士会連合会)〈土木系〉

- ・対象者： CPDS加入者(個人)
- ・申請書(表面)のCPDS受講証明欄の“要”に○をして下さい。  
講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。

○CPD(建設業振興基金・建築設備系)〈建築・設備系〉

- ・対象者： CPD参加登録者
- ・講習終了後、修了証と一緒に郵送する出席簿を、指定の期日までにFAXください。建災防から建設業振興基金に出席簿を提出します。